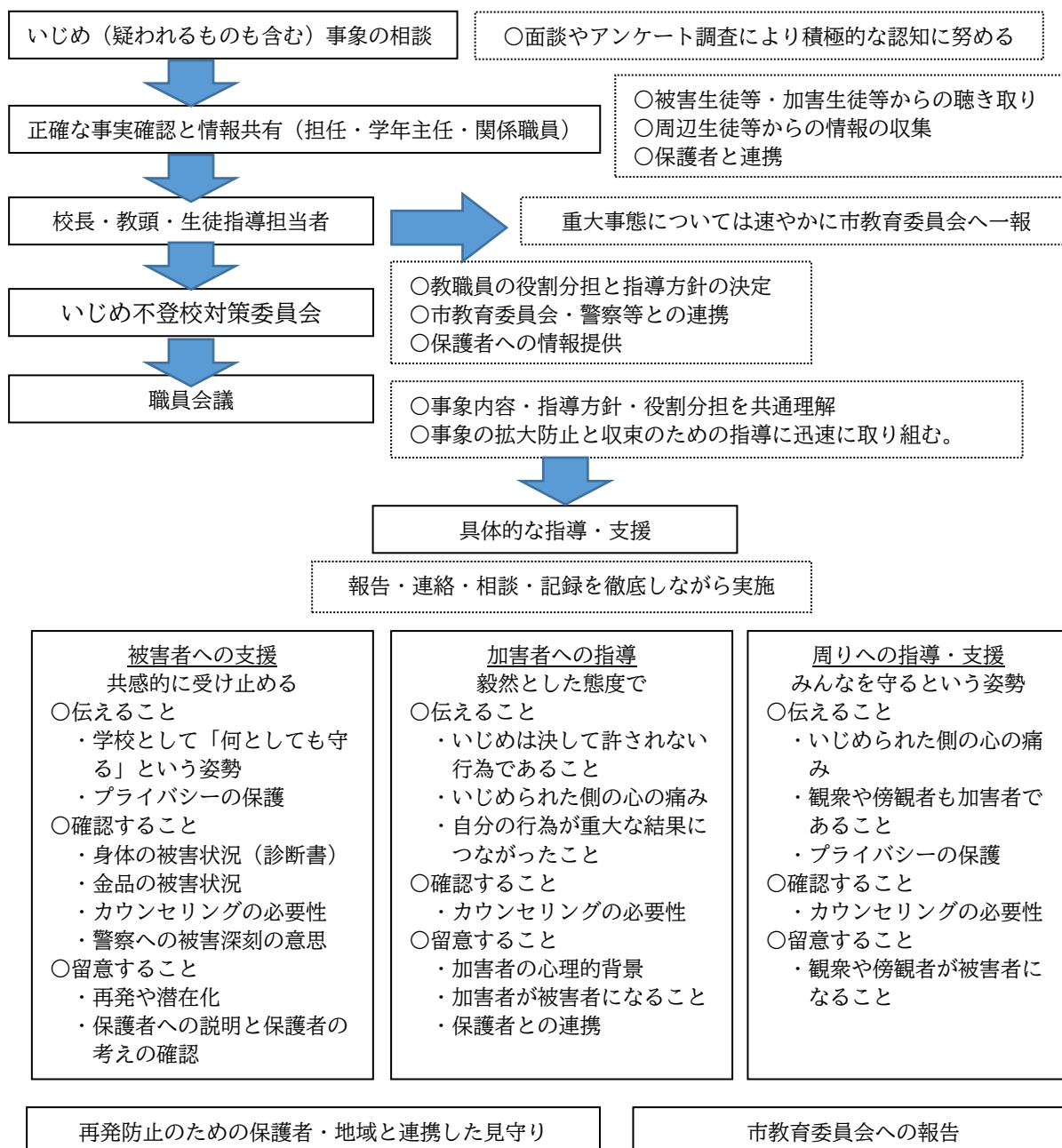


いじめ問題対策委員会 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者・学年主任・教育相談コーディネーター・生徒指導部・養護教諭 等
※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



重大事態への対応

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする